

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

『食』と『交流』

～地産地消から発信する地域遺伝子再生プラン

2 地域再生計画の作成主体の名称

潟上市

3 地域再生計画の区域

潟上市の全域

4 地域再生の目標

(1) 地域の概要

潟上市は、平成17年3月、天王町・昭和町・飯田川町の3町が合併して誕生し、人口35,657人で高齢化率が22.4%（H17国勢調査）と、秋田県内においては比較的高齢化が緩やかに進んでいる地域である。そして、「活力と創意工夫で豊かに暮らせる産業のまちづくり」を基本方針の一つに掲げ、合併した各地域の特性を尊重しながらまちづくりを展開している。

本市は秋田県のほぼ中央の沿岸部に位置し、東は出羽丘陵の山並み、西は日本海、南は秋田市、北は八郎湖と接している。中央部及び北部には秋田平野の北辺部として、八郎湖に向かって広大な田園地帯を有し肥沃な穀倉地帯となっているほか、西部には3本の砂丘群が連なりその間は集落や畑地、樹園地として活用されている。

市内には、秋田自動車道、日本海沿岸東北自動車道の高速交通体系が整備され、秋田空港から車で約30分、秋田市の中心部から一般国道で約30分の距離にあり、JR駅も6駅を有し、交通条件に恵まれている地域である。

(2) 地域の現状と課題

市域の約36%が田畑等の耕地、約33%が山林である本市は、緑豊かな田園都市であり、県都秋田市のベッドタウンという要素を持ちつつも、農林水産業を基幹産業として今日まで発展してきた。

農業については、これまで農家の生産への探求心と努力により、生産性の向上と消費者ニーズに合った高品質米の生産を実現し、地域経済の発展に寄与してきた。しかし、生産の過剰傾向や人々の米離れを契機に生産調整が始まると、産地間競争の激化や米価の下落等により、米だけの農業経営が成り立たず、複合経営へと転換せざるを得なくなった。その中で本市では、大豆・果樹・花卉・野菜・きのこなどが栽

培されており、大豆は県内3位、日本なしは県内2位の収穫量となっているが、補助金対策の要素も多分にあり、生産者の意欲や収益の向上には結びついていないのが現状である。さらに、耕作者の高齢化や農業の担い手である若者の地域外への流出などが進行し、担い手農家への農地の集積を図って利活用を進めているものの、遊休農地や耕作放棄地の増加が深刻となっており、農業の持続的経営のための人材確保と遊休農地等の有効活用が課題となっている。

水産業については、安定的な漁獲量を確保するために、早くからつくり育てる漁業に着目し、車エビやガザミの種苗放流、真鯛やヒラメの稚魚放流、トラフグの標識放流などの資源管理型漁業を行っている。しかし、魚価の低迷や漁業従事者の高齢化と減少により漁業経営は厳しく、地元水産物の販路拡大や加工での付加価値化による経営の安定化と人材確保が課題となっている。

(3) 目 標

本市は、祖先より受け継いだ豊かな自然、そこから産み出される様々な産物を守ってきた。そして、郷土の偉人である石川理紀之助の農業に対する熱意や精神が、地域遺伝子（自然・産物・人・歴史）として受け継がれている。今こそ、その地域遺伝子を活かし、転作面積の増加や米価の下落に対応した他品目への転換と生産性の向上を両立するとともに、農林水産物の加工を通じ付加価値を高め、農林水産業の経営安定と所得の向上、労働力の確保を目指していくことが求められている。

そのため、本市の地域遺伝子を活かしながら、『食』と『交流』をテーマに、収益性と生産性の向上、交流人口の増大を図り、農林水産業を軸とした地域産業の振興と、それによる雇用創出を目指す。

① 『食』

「地元の農林水産物或いはその加工品を、地元で消費していく」地産地消とともに、安心・安全な供給体制を整備し、『食』の大切さを醸成する食育を推進していくことは、生産者の意欲向上や収入拡大、担い手の創出にも繋がる。そして、子どもたちや保護者の生産者や地元農林水産物に対する理解、自身の健康確保に資することから、農林水産業の振興を地産地消と食育を基本姿勢として推進する。

また、地域遺伝子を活用した高付加価値化を図り、既存食品加工産業の振興と本市の商業機能の強化を図る。

② 『交流』

本市の鞍掛沼公園（天王グリーンランド）は観光・交流拠点となっており、男鹿国定公園の玄関口に位置しているため、広域的な観光客の

利用が見込める立地条件を有している（本市に訪れる観光客の約61%が立ち寄っている）。ここを地産地消の拠点と位置づけ、直売機能を強化するとともに、生産者と消費者、農村と都市住民との交流を促進し、人と地域の活性化を図る。

【直売施設販売金額】

- ・現 状 25,933 千円（平成19年度）
- ・目 標 100,000 千円

【直売施設雇用人数】

- ・現 状 6 人（平成19年度）
- ・目 標 20 人

【食材提供施設雇用人数】

- ・現 状 — 人（平成19年度）
- ・目 標 30 人

【認定農業者の新規登録数】

- ・現 状 3 人（平成19年度）
- ・目 標 70 人

【加工業者の起業数】

- ・現 状 — 人（平成19年度）
- ・目 標 10 人

【加工業者の雇用人数】

- ・現 状 — 人（平成19年度）
- ・目 標 50 人

【鞍掛沼公園入園者数】

- ・現 状 53 万人（平成19年度）
- ・目 標 80 万人

【地元農林水産物を給食で提供している（したことがある）小中学校数】

- ・現 状 4 校（平成19年度）
- ・目 標 10 校（全校）

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

(1) 観光拠点における直売機能強化

鞍掛沼公園（天王グリーンランド）に直売・加工施設を整備し、地元農林水産物・加工品・特産品の販売、地域資源を活かした加工品・特産品の開発と製造を行うことにより、消費の拡大及び生産性と収益性の向上を目指す。

また、食の安全等へのニーズに対応するため、トレーサビリティ等の品質管理体制と、情報通信システムの導入による集出荷体制の整備を図る。

(2) 地元農林水産物を活用した産業強化と雇用拡大

地元農林水産物を活用して、加工品や新規特産品の開発、既存特産品の高度化を促進し、ブランド化を実現する。これにより付加価値と競争力を高め、就労機会の拡大を促進し、農林水産業の担い手や若年労働者の定着を確保する。

また、売れるものづくりのため、地元産の食材を使った新製品やメニューの研究開発、試作品の展示とPR活動等を行い、地元食品関連産業の育成と活性化を図る。

(3) 地産地消と食育の推進強化

直売施設において、IT活用やイベント開催等による販路拡大を図るとともに、食材提供施設を一体的に整備し、郷土の味、お袋の味、地元の食材を活かした創作料理、地域遺伝子を受け継ぐ料理を提供し、消費拡大とPRを促進する。

また、遊休農地等を活用した農作業体験ファームや市内学校等に食材を提供する体制を整備し、食育推進の環境整備を行うとともに、シンポジウムを開催し、市民の地産地消と食育への理解を深める。

(4) 人材育成

「かたがみ」ブランドの開発や地産地消など、付加価値の創造と高度化の取り組みを進めるうえで、加工技術・品質管理対策向上のための人材育成が不可欠である。また、新規産業や就労機会の創出を促すために、起業・経営マインドの育成に向けた人材育成を行う。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 支援措置による取組

(1) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (B1002: 農林水産省)

事業名: 鞍掛沼公園 (天王グリーンランド) における地域資源活用総合交流促進事業

事業主体: 潟上市

事業内容

- 農林水産物直売・加工・食材提供施設の整備
- 情報通信基盤 (POSシステム) の整備

- I T 運用に関する講座の開催
 - ・インターネット活用セミナー
- 農作業体験ファームの整備
- マーケティング活動
 - ・イベントの開催
 - ・ホームページの作成
 - ・パンフレットの作成
- 直売・加工・食材提供施設の運営に資する講座等の開催
 - ・特産品開発セミナー
 - ・創作郷土料理セミナー・コンテスト
 - ・料理講座
 - ・加工技術研修
 - ・販売・経営能力開発セミナー

事業期間：平成21～22年度

概算事業費：267,150千円

活性化計画の目標（予定）

- 直売所における販売額の増加

H19年度の販売額：25,933千円

→H24年度の販売額：100,000千円

- 鞍掛沼公園（天王グリーンランド）への入込客数の増加

H19年度の入込客数：53万人

→H24年度の入込客数：80万人

活性化計画の期間（予定）：平成21年度～平成24年度

活性化計画の区域（予定）：天王区域 41.51 k m²

活性化計画の目標（予定）と事業の関連性

活性化計画では、農林水産業の収益性・生産性を向上させるとともに、地域間交流を促進することにより、農林水産業を振興し、それによる地域の活性化を目指す。

目標を達成するため、地元農林水産物の販売強化及び加工による高付加価値化で、収益性・生産性の向上を図るとともに、本市の観光・交流拠点である鞍掛沼公園（天王グリーンランド）において事業展開し、交流人口の増大を図る。

(2) 地域資源活用販路開拓等支援事業

【中小企業地域資源活用プログラム】（B1105：経済産業省）

事業名：地域資源を活用した商品開発・販路開拓事業

事業主体：潟上市地域資源活用協議会（仮称）

[構成] 市内食品産業者、商工会、大学、生産者団体、市等

事業内容

- 地元産の食材を使った新製品の研究開発
- 試作品の展示及びPR活動
- 市場調査

活用する地域資源：米、大豆、佃煮、酒

5-3-2 支援措置によらない取組

(1) 生産体制の整備

地元生産者や生産団体、農協、民間企業、各種団体（婦人会、生活改善グループ等）、市民からなる生産組織体制を整備する。

(2) 品質管理体制の整備

消費者の安心と信頼を得られるよう、加工技術・トレーサビリティ等の品質管理を徹底し、安心・安全な農林水産物が提供できる体制づくりをする。

(3) 市内公共施設・福祉施設への食材提供体制の整備

地元小売業者に地産地消協力店として登録してもらい、地元産農林水産物を市内の小中学校・保育園・幼稚園、老人福祉施設等に提供する体制を整備する。

また、中学校技術・家庭科の調理実習に地元産の食材を提供し、郷土料理作りを取り入れて、地域の食文化の伝承や農林水産業生産者への理解を深めさせる。

(4) 新たなビジネスの創出

調理技術や加工技術等の習得を支援し、加工グループの創出を図る。また、地域伝統食や特産品等を活かし、農家の主婦やグループ等を中心にネットワーク組織を育成し、新たなビジネスの創出を図る。

(5) 民間企業や住民と一体となった推進体制づくり

平成20年度に組織化されるLLP（有限責任事業組合）と、行政や大学、市民で構成される潟上市活性化推進協議会（仮称）の有機的な連携・協働体制を構築し、地域の持つ資源を最大限に活かした産業・経済の活性化と、地域コミュニティ意識の強化を目指す。

6 計画期間

平成20年度（認定を受けた日）～平成24年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

目標の達成状況に係る評価においては、統計資料やアンケート調査などにより、毎年度目標値の検証を行う。また、各関係機関（農協、漁協、商工会、観光協会、学校・保育園・幼稚園等）などに聞き取り調査を行い、取組全体の評価を行う。

8 地域再生計画の実施に関し、当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし